

業 種	海運（貨物）
取組分野	防災（巨大地震等）
テーマ	大規模自然災害に備えた事業継続計画（BCP）の構築と継続的改善
取組の狙い	本社機能損壊時における事業継続手順の確立と発災時の乗員人命確保
具体的内容	<p>NS ユナイテッド内航海運株式会社は、東日本大震災以降の社会からの防災への取組に関する要請と企業統治を強化する観点から、事業継続計画（以下「BCP」という）構築の必要性を認識して、先行的に「BCP マニュアル」の策定・運用及び見直しを実施した。</p> <p>また、南海トラフ巨大地震の発生を想定した着岸時の陸上における避難場所、航行・錨泊時の海上における避難場所を示した冊子を作成の上、運航各船に配布・周知した。</p> <p>1. 具体的取組</p> <p>（1）防災の基本方針</p> <p>NS ユナイテッド海運グループ全体で、従業員の避難・救護・救助に係る防災の基本方針を策定・周知を行っている。</p> <p>（2）BCP マニュアル</p> <p>防災上、巨大地震に伴う津波を主なリスクと捉え、東京本社機能の損壊時における地方事務所でのバックアップ体制や陸上社員の緊急安否確認網の整備・運用などを含むBCP マニュアルを策定し、また、総務部が中心となって見直しを図り、発災時の有効性確保に努めている。</p> <p>（3）津波発生時の各港避難場所一覧</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生に備え、運航各船の主要寄港地における海上指定避難場所（船舶沖出し時を想定）及び陸上避難指定場所（船舶乗組員の緊急避難を想定）を写真及び図を用いて示した「南海トラフ巨大地震による津波発生時の各港避難場所一覧（2016年5月策定版）」を全船に配布・周知している。</p> <p>2. 継続的取組</p> <p>南海トラフ巨大地震による津波発災時の船員の陸上避難先に関し、災害対策基本法に基づき各市町村が設置する指定緊急避難場所・避難所の利用については、令和2年度防災基本計画の見直しにて、住民であるか否かを問わず避難者を受け入れるよう改正されている。このことから、引き続き関係各港における陸上避難場所の確認を促して「事業継続計画（BCP）マニュアル」及び「南海トラフ巨大地震による津波発生時の各港避難場所一覧（2016年5月策定版）」に基づく取組の有効性を高める予定である。</p> <p>【BCPに基づく大規模災害対処演習】</p>



【津波発生時の各港避難場所一覧（表紙）】 【各港避難場所一覧（内容抜粋）】

2016年5月作成

南海トラフ巨大地震による津波発生時の各港避難場所一覧

NS ユナイテッド内航海運株式会社

<p>名称 所在地 アクセス</p>	<p>避難所 所在地 アクセス</p>	<p>当港の避難所 所在地 アクセス</p>
<p>＜陸上災害避難場所＞</p> <p>バスからの避難場所 海上避難場所 避難所番号 避難所名称</p>		
<p>＜海上災害避難場所＞</p> <p>避難所番号 避難所名称</p>		

陸上災害避難場所

海上災害避難場所

陸上災害避難場所については、避難所が指定されている場合は、その指定された避難所へ避難してください。指定されていない場合は、近隣の避難所へ避難してください。また、避難所が指定されている場合は、その指定された避難所へ避難してください。指定されていない場合は、近隣の避難所へ避難してください。

取組の効果

BCP を構築して運用・見直したことにより、社員に対して発災時に最優先する避難・救護・救助の基本的な考え方を周知したこと、実際に避難する避難場所を整理して「各港避難場所一覧」を整備して周知したことにより、人命最優先の考え方浸透できた効果があると考えられる。

また、人財と船舶が避難できていれば、早期に事業が復旧できることから、緊急物資輸送も含めた事業継続への効果もあると考えられる。

事業者名

NS ユナイテッド内航海運株式会社
 船舶部 安全管理チーム 砂原氏（連絡先：03-6895-6552）